

児童福祉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十九年四月一日

広島県知事 藤 田 雄 山

広島県規則第五十五号

児童福祉法施行細則の一部を改正する規則

児童福祉法施行細則（昭和四十二年広島県規則第四十九号）の一部を次のように改正する。
別記様式第六号の二表中

「 なお、利用者負担上限月額を決定するために必要な場合、所得の状況等について調査
することに同意します。 」
を

「 なお、利用者負担上限月額を決定するために必要な場合、所得の状況等について調査
することに同意します。

また、児童福祉法の規定に基づき事務の範囲内で、関係自治体及び児童福祉施設に対
して必要な情報提供をすることに同意します。 」

に改め、同様式(裏)を次のように改める。

	<input type="checkbox"/> I 負担上限額に関する認定 次の区分の適用を申請します。 (該当するものに○を付けてください。いずれにも該当しない場合は空欄にしてください。) 1 生活保護受給世帯 2 市町民税非課税世帯に属する者であつて、合計所得金額及び障害基礎年金等の収入の合計額が80万円以下のもの 3 市町民税非課税世帯に属する者であつて、2以外のもの
<input type="checkbox"/> II 障害児施設等軽減に関する認定 次のいずれにも該当するため、障害児施設等軽減を申請します。 1 在宅で生活している又は20歳未満で施設入所している児童(者) 2 市町民税非課税世帯に属する者又は市町民税課税世帯のうち世帯の市町民税所得割額の合計額が10万円未満の者 3 申請者及び申請者の属する世帯の主たる生計維持者が不動産(親族等が現に居住する不動産等を除く。)その他の一定の資産を有していないこと。 4 申請者及び申請者の属する世帯の主たる生計維持者の預貯金等が次の金額以下であること。 ア 申請者の属する世帯が単身世帯であるもの 500万円 イ 申請者の属する世帯が二人以上の世帯であるもの 1,000万円	<input type="checkbox"/> III 個別減免に関する認定(※2) 次のいずれにも該当するため、個別減免を申請します。 (施設を利用する者が20歳以上の場合) 1 施設入所者であること。 2 市町民税非課税世帯に属する者であること。 3 一定の資産を有していないこと。 ア 預貯金等の額が500万円以下であること。 イ 不動産を所有していないこと(親族等が現に居住する不動産を除く。) <input type="checkbox"/> IV 特定入所障害児食費等給付費(補足給付)に関する認定(医療型施設は除く。)(※3) 次のいずれにも該当するため、特定入所障害児食費等給付費を申請します。 (施設を利用する者が20歳以上の場合) 1 福祉型施設(※4)入所者であること。(年齢 歳) 2 市町民税非課税世帯に属する者であること。 1 福祉型施設(※4)入所者であること。
<input type="checkbox"/> IV 生活保護への移行予防措置(定率負担減免措置、特例補足給付)に関する認定(※5) 生活保護への移行予防措置(□定率負担減免措置 □特例補足給付)を申請します。	<input type="checkbox"/> 生活保護への移行予防措置(定率負担減免措置、特例補足給付)に関する認定(※5) □定率負担減免措置 □特例補足給付

- ※1 「医療型施設」とは、第1種自閉症児施設、肢体不自由児施設(入所部・通所部)、肢体不自由児通園施設、重症心身障害児施設及び指定医療機関(肢体不自由児・重症心身障害児)のことです。
- ※2 「個別減免」とは、入所施設を利用する児童(者)を対象とした利用者負担の軽減制度で、福祉型施設の場合は福祉サービスマの1割負担部分について、医療型施設の場合は福祉サービスマ費、医療費及び食事療養費部分について利用者負担が軽減されます。
- ※3 「特定入所障害児食費等給付費(補足給付)」とは、福祉型の入所施設について行われる利用者負担を軽減する制度で、実費負担となる食費・光熱水費部分について利用者負担が軽減されます。
- ※4 福祉型の入所施設(知的障害児施設、第2種自閉症児施設、盲児施設、ろうあ児施設及び肢体不自由児療護施設)が対象となります。
- ※5 障害児施設を利用する場合で、利用者負担を支払うと生活保護の適用対象になるが利用者負担が軽減されると生活保護の適用対象外になるときは、適用対象外になるまで福祉サービスマ費及び食費等実費負担の軽減措置が講じられます。また、手続には福祉事務所の発行する「境界層対象者証明書」が必要になります。

- 注 1 「申請者」は支給決定を受ける人(18歳以上の場合は障害者本人、18歳未満の場合は障害児の保護者)とすること。
- 2 減免を申請するに当たっては、事実関係を確認できる書類を添付して申請すること。
- 3 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とします。

申請書提出者	<input type="checkbox"/> 申請者本人 <input type="checkbox"/> 申請者本人以外(下の欄に記入してください。)	
フリガナ		
氏名	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 申請者との関係
住所	〒	
電話番号		

別記様式第六号の三中「社会福祉法人等による軽減措置の適用」を「食事提供加算対象者」に、「軽減適用期間」を「適用期間」に改める。
別記様式第九号を次のように改める。

様式第 9 号 (第 7 条関係)

(表面)

証 票	第 号
所 属 職 名 氏 名	
平成 年 月 日	
広島県知事	
<input type="checkbox"/>	

上記の者は、児童福祉法第 29 条 (児童虐待の防止等に関する法律第 9 条第 1 項) の規定による

児童委員
児童福祉司

であることを証明する。

児童の福祉に関する事務に従事する職員

9センチメートル

(裏面)

児童福祉法抜粋

第28条 保護者が、その児童を虐待し、著しくその監護を怠り、その他保護者に監護させることが著しく当該児童の福祉を害する場合において、第 27 条第 1 項第 3 号の措置を採ることが児童の親権を行う者又は未成年後見人の意に反するときは、都道府県は、次の各号の措置を採ることができる。

(1) 保護者が親権を行う者又は未成年後見人であるときは、家庭裁判所の承認を得て、第 27 条第 1 項第 3 号の措置を採ること。

(2) 保護者が親権を行う者又は未成年後見人でないときは、その児童を親権を行う者又は未成年後見人に引き渡すこと。ただし、その児童を親権を行う者又は未成年後見人に引き渡すことが児童の福祉のため不適当であると認めるときは、家庭裁判所の承認を得て、第 27 条第 1 項第 3 号の措置を採ること。

第29条 都道府県知事は、前条の規定による措置をとるため、必要があると認めるときは、児童委員又は児童の福祉に関する事務に従事する職員をして、児童の住所若しくは居所又は児童の従業する場所に立ち入り、必要な調査又は質問をさせることができる。この場合においては、その身分を証明する証票を携帯させなければならない。

児童虐待の防止等に関する法律抜粋

第 9 条 都道府県知事は、児童虐待が行われているおそれがあるときは、児童委員又は児童の福祉に関する事務に従事する職員をして、児童の住所又は居所に立ち入り、必要な調査又は質問をさせることができる。この場合においては、その身分を証明する証票を携帯させなければならない。

6センチメートル

別記様式第九号の二及び別記様式第九号の三中「(第7条の3関係)」を「(第7条の2関係)」に改める。

別記様式第九号の四及び別記様式第九号の五中「(第7条の4関係)」を「(第7条の3関係)」に改める。

別記様式第十九号中

「就職支度費」

就職支度費				
就職支度費				
大学進学支度費				
自立生活支度費				

「就職支度費」を「(第7条の2関係)」に改める。
別記様式第二十号裏を次のように改める。

に

を

(裏)

措置費等概算請求額内訳
施設名

内	内訳	単価 (円)	人員 (人)	月数 (月)	金額 (円)														
						一般													
事務費	一般																		
	加算費																		
重	度	加算費	算	費	費														
						一	般	生	活	費									
											母	子	生	活	費				
						保	育	室	入	所						児	童		
											乳	児	院	病	虚			弱	等
						計	計	入	加	算						費			
											被	虐	待	児	受		入	加	算
						教	育	費	一	般						教			
											教	材	代	交	通		費		
						学	校	給	食	費									
見	学	旅	行	費															
					入	進	学	支	度	金									
特	別	育	成	費															
					夏	季	等	特	別	行	事	助	費						
期	末	一	時	扶										助	費				
					職	業	補	導	費										
児	童	用	採	暖						費									
					就	職	支	度	費										
大	学	進	学	等						自	立	生	活	支	度	費			
					葬	祭	費												
合	計																		

注 事務費の加算費の費目は、該当する加算の費目について記入すること。

別記様式第二十二号を次のように改める。

様式第22号 (第21条関係)

措置費等精算額内訳書

平成

年度

第一四半期

施設名

定員
暫定定員

人

協定定員
市

人

内	訳	月分		月分		月分		合計		備考														
		単価 (円)	人員 (人)	単価 (円)	人員 (人)	単価 (円)	人員 (人)	単価 (円)	人員 (人)															
一	一般																							
事務 加 算 費	加	算	費																					
											一	般	生	活	費									
																					母	子	生	活
											保	育	室	入	所	児	童	3	歳	未				
																					乳	児	院	病
											計													
																					被	虐	待	児
											一	教	育	費	中									
																					特	別	支	援
											教	材	代	交	通	費								
計																								
										学	校	給	食	費										
小																								
									見	学	旅	行	費											
高	(特	別	支	援																			
									小	高	を	含	む)										
入	進	学	支	度	金																			
									小															
特	別	育	成	費																				
									私	立	立	公	立											
特	別	加	算	費																				
									夏	季	等	特	別	行	事	費								
期	末	一	時	扶	助	費																		
									職	業	補	導	費											
交	通	費																						
									児	童	用	探	暖	費										
措	置	解	除	児	童																			
									特	別	基	礎	対	象	児	童								
大	学	進	学	等	自	立	費																	
									措	置	解	除	児	童										
特	別	基	礎	対	象	児	童																	
									祭	費														
合	計																							

注 1 事務費の加算費の費目は、該当する加算の費目について記入すること。
 2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に改正前の児童福祉法施行細則による様式でしている申請その他の手続は、改正後の児童福祉法施行細則の様式による申請その他の手続とみなす。